



平成 27 年 6 月 5 日

各 位

会 社 名 株式会社省電舎  
代表者名：代表取締役社長 嘉納 毅  
(コード番号 1711 東証マザーズ)  
問合せ先：経営管理部 福本 裕士  
(TEL. 03-6821-0004)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を本年 6 月 26 日開催予定の第 30 期定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)の施行に伴い、責任限定契約を締結できる会社社員の範囲が変更されましたので、あらたに責任限定契約を締結できる業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、当社定款第 27 条(取締役の責任免除)及び第 35 条(監査役の責任免除)の規定を変更するものであります。

なお、定款第 27 条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線部は変更部分であります)

現行定款	変更案
第 4 章 取締役及び取締役会	第 4 章 取締役及び取締役会
第17条～第26条 (条文省略)	第17条～第26条 (現行どおり)
(取締役の責任免除)	(取締役の責任免除)
第27条	第27条
(条文省略)	(現行どおり)
2 当社は社外取締役との間で、会社法第 423条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任	2 当社は取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第423条第 1 項の賠償責任について法令に定め

<p>を限定する契約を締結することができ る。ただし、当該契約に基づく賠償責任 の限度額は、法令の定める最低責任限度 額とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第28条～第34条（条文省略）</p> <p>（監査役の責任免除）</p> <p>第35条 （条文省略）</p> <p>2 当社は社外監査役との間で、会社法第 423条第1項の賠償責任について法令に 定める要件に該当する場合には賠償責任 を限定する契約を締結することができ る。ただし、当該契約に基づく賠償責任 の限度額は、法令の定める最低責任限度 額とする。</p>	<p>る要件に該当する場合には賠償責任を限 定する契約を締結することができる。た だし、当該契約に基づく賠償責任の限度 額は、法令の定める最低責任限度額とす る。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第28条～第34条（現行どおり）</p> <p>（監査役の責任免除）</p> <p>第35条 （現行どおり）</p> <p>2 当社は監査役との間で、会社法第423 条第1項の賠償責任について法令に定め る要件に該当する場合には賠償責任を限 定する契約を締結することができる。た だし、当該契約に基づく賠償責任の限度 額は、法令の定める最低責任限度額とす る。</p>
---	--

### 3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日

平成27年6月26日

定款変更の効力発生予定日

平成27年6月26日

以上